

第 6 9 回 青 森 県 森 林 審 議 会

議 事 録

日時：平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日（金） 午後 1 時 3 0 分～
場所：県庁西棟 8 階「大会議室」

1 諮問事項

(1) 津軽地域森林計画（案）について

(2) 東青、三八上北、下北地域森林計画変更（案）について

2 協議事項

青森県森林・林業基本計画の見直しについて

3 報告事項

(1) 松くい虫被害防止対策について

(2) (社) 青い森農林振興公社の分収造林事業について

3 出席委員（8名）

上野委員

大津委員

河野委員

清水委員

田中委員

田村委員

奈良岡委員

柳澤委員

3 審議経過

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>それでは、ただ今から、第69回青森県森林審議会を開催いたします。開会に当たりまして、知事の挨拶がございます。</p>
出 納 長	<p>本日は、委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様には、日頃から、本県林業行政をはじめ県政全般にわたって、格別の御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。</p> <p>近年、森林は、国民共通の社会資本として、木材の生産はもとより、公益的機能の維持・増進を図っていくことが求められており、適切な整備・保全を進め、次世代に揺るぎない形で引き継いでいかなければならないと考えています。</p> <p>県では、本県の将来像として「生活創造社会」を掲げ、消費者が求める安全・安心な農林水産物の生産・販売を強力に進める「攻めの農林水産業」などを重要施策として推進しています。</p> <p>その重点プロジェクトとして、農林水産物の生産の基礎となるきれいな水を育む、「山・川・海をつなぐ『水循環システム』の再生・保全」を大きな柱に据え、ヒバやブナなどの郷土樹種による針広混交林や複層林の普及など、県民参加による緑豊かな森づくりを進めています。</p> <p>さらに、大切な水循環システムを保全し、農林水産業を支えるための公共投資を「環境公共」と呼び、全国に先駆けて提唱し、積極的に推進するとともに、品質の良い県産材の生産とその積極的な活用に努めることとしております。</p> <p>また、本年七月、松くい虫被害が青森・秋田県境から秋田県側250メートルの地点で確認されたことから、県では、被害の発生を何としてもくい止めるため、一定区間のマツを除去する防除帯の設置など、他県には例のない緊急対策を、深浦町、そして地域住民の皆様の御協力のもとに実施しているところです。</p> <p>今後も徹底した予防対策を講じることとしていますので、委員の皆様の御理解と、より一層の御協力をお願いいたします。</p> <p>本日の審議会においては、新たに樹立する津軽地域森林計画と、全国森林計画の変更に伴う東青、三八上北及び下北の各地域森林計画の変更について御審議いただくほか、「青森県森林・林業基本計画」の見直しについて御協議いただくこととしております。</p> <p>委員の皆様には、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。</p>
司 会	<p>本日の審議会には、小野委員、葛西委員、竹内委員、本間委員の4名がそれぞれ所用のため欠席されております。</p> <p>よって、出席委員は8名で、委員総数12名の半数を超えておりますので、「青森県附属機関に関する条例」第6条第3項の規定により、会議が</p>

発 言 者	発 言 内 容
司 会 (つづき)	<p>成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、同条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会の会長が議長を務めることとなっておりますので、上野会長に議長をお願いいたします。それでは会長よろしくおねがいします。</p>
議 長	<p>しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名者を決めたいと思いますが、前例に従いまして、議長から指名してよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議ないようでありますから、それでは清水委員と柳澤委員をお願いいたします。</p> <p>本日の案件は、諮問事項が津軽地域森林計画(案)について、及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更(案)についての2件であります。このほか協議事項が1件、報告事項が2件ありますが、それでは最初に諮問事項2件について、県から審議会に対しての諮問をお願いします。</p>
出 納 長	<p>森林法第6条第3項の規定により、別添津軽地域森林計画(案)及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画(案)について貴会の意見を求めます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今の諮問事項2件については一括議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
部 長	<p>農林水産部長の加賀谷でございます。細部の説明に入ります前に私から今回の地域森林計画の樹立及び変更について、要点を述べさせていただきます。</p> <p>[森林計画制度の概要について説明]</p>
森林計画 G L	<p>私から資料2、資料3の各概要版で説明させていただきます。</p> <p>[津軽地域森林計画(案)及び東青、三八上北、 下北地域森林計画変更(案)について説明]</p>
議 長	<p>ただいま事務局から津軽地域森林計画(案)及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更(案)について御説明がありました。これより委員各位からの御質疑をいただきます。</p>
田村委員	<p>津軽地域森林計画について、いくつかお聞きしたいことがあります。一つは資料1の右側に、地域森林計画の樹立ということで、5年に一度の森林調査結果に基づく経常樹立とありますが、この森林調査というのは、どういう調査をするのかということをお聞きしたいのと、それから具体的な内容に関して、これは以前にも発言したことがあるのですが、この地域森林計画というのは、とても専門的な計画で、これを見て、この森林計画区の森林が、例えば10年後どうなるのかというのはイメージできないと思います。法律に決められた書き方というのはあると思うんですけども、折角GISも入ったことですし、地図とかGISとか使って、なるべくイメージできるような、そういう資料も必要なのではないかということです。</p>

発言者	発言内容
田村委員 (つづき)	このいただいた資料の中で、どういう風にこの計画区の将来の森の姿を想像したらよいかという手がかりとしては、3機能区分というのが既にされているわけで、この計画区では水土保持等の3機能区分がどういうふうにあって、そこからそれぞれの機能区分にしたがってどれだけ主伐があり、どれだけ間伐し、どれぐらい造林する計画があるのかということをもそれぞれ教えていただけたらと思います。
林政課長	<p>私の方から、まず最初に機能区分毎の伐採数量等の考え方でございますが、地域森林計画において3つに区分した機能、これに対する伐採量、間伐量等は算出しておりません。市町村長が定める森林整備計画において、具体的な水土保持林など3つの区分に対するエリアを決定することになっています。例えば、津軽森林計画区であれば水土保持の割合が47%、共生林の割合が7%、循環林の割合が46%となっております。この割合の特徴としては、津軽森林計画区の共生林の割合は、県平均に比べ高い数値になってございます。この理由としては、西海岸一帯にクロマツ林がある関係で共生林の割合が多くなってございます。そして、田村委員から御指摘のありました、伐採とかに当てはめてみますと、森林整備計画の中でも3つの機能別に伐採量は明示してございません。ただ、津軽森林計画の森林の状態とか施業方法から出していきますと、望ましい一つの伐採数量といたしまして、例えば針葉樹の主伐であれば全体で27万m³の伐採予定でございまして、水土保持林であれば13万5千m³、共生林であれば3千m³、資源循環林であれば13万2千m³という数字が望ましい伐採量になるかと思っております。それから間伐、造林等については数字の羅列になりますから後程委員の方に一覧表にして提出したいと思っております。</p> <p>2点目の質問についてでございますが、地域森林計画の表示が分かりにくいという御意見をいただきました。伐採量とか、造林面積とかは、森林法の中で計画を樹立すべき数量として定められておりますので、それにしたがって定めておりますが、委員のおっしゃるとおり一般の人には分かりにくい計画書になってるかと思います。今後は、できるだけグラフや森林GISのデータを重ね合わせたような図、そういったものを使って分かりやすい表示を心掛けたいと考えております。</p>
田村委員	5年に一度の森林調査というのはどんな調査をするのですか。
森林計画 GL	5年に一度、計画区を調査いたします。基本的には5年前の森林資料、計画図、森林簿を参考にいたしまして、それをもとにまず事前に市町村、森林組合、それから関係機関に説明申し上げまして、資料の収集や変わった部分等を調査いたします。それから地元の方、森林組合、市町村の担当の方とともに実際に現地に入りまして、変わった部分等を調査しております。また、森林GISが今年から本格稼働いたしました。昨年までは、基本的な森林調査簿を作ったり、そういったことはできるんですが、林道で

発言者	発言内容
森林計画 GL (つづき)	<p>すとか、いろいろなものを変化させる、あるいはこれから予測させる、そういうものができる機能をもったサブシステムが今年入りました。今、お話しただきましたように、分かりやすい図表ですとか、あるいはパソコンで実際にこの場で写しながら変化させていく、というようなことをこれから検討し、実施して参りたいと思います。</p>
柳澤委員	<p>私は、あまり森林の専門家ではないので、いろいろな資料を読むのにちょっと苦労したんですけども、非常に立派な基本計画になっているんですが一番大事なのは、山側にきちんとした産業クラスターを作っていく必要があるのではないかとこのように思っています。これを作らないかぎりは、基本計画を一生懸命作っても、そのとおりにならない事もいっぱい出てくるのではないかと感じています。その中で一番大切だと感じているのは、こういう実態の現状調査はもちろん必要なんですけれども、マーケット調査をもっとやる必要があるのではないかと感じています。それも、もちろん現況もそうですが、5年後、10年後を含めた長期間でのマーケット調査というものを、ぜひ県の方にはやっていただきたいと思っています。輸出国では自国で使うような兆候が見えていますし、ロシア材なんかは日本が買えなくなっているとか、中国が買っているようで、そういった現況になっているようなので、それぞれに違う産業の人たちも含めた調査をしていく必要があるのではないかとこのように思っていますので、マーケット調査の方もぜひやっていただきたいと思いました。</p>
林政課長	<p>ただいま御説明申しあげましたのは地域森林計画で、どちらかといいますと森林資源の保全・保続という視点に立った計画であります。後程、森林・林業基本計画の見直し、その中で、ただいま柳沢委員がおっしゃったようなこれからの林業・木材産業の基本的な方向を説明させていただきたいと思っております。</p> <p>それから委員のおっしゃるとおり、木材産業に必要不可欠なのはマーケット調査であり、我々はどちらかというところまで木材を作るという点に重点を置いてやってきた経緯もありますので、その辺のところについて、視点を変えて取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>その他、ロシア材の輸入等については、委員のおっしゃったとおりでございます。我々は外材の輸入状況等を見ながら、これからの木材産業、県産材をどう使っていくかというのを、森林・林業基本計画の中でその見直しにも取り組んでおります。</p>
河野委員	<p>保安林について、前計画の現状と今の現状の比較がないので分からないんですけども、この辺の姿勢というのは増やすのかそれとも現状のままでいくということなのでしょう。</p>
林政課長	<p>保安林の指定面積は、民有林においても増やしていく計画でございます。青森事務所長さんからお話しがございましたが、国有林の方でかなりの面</p>

発言者	発言内容
林政課長 (つづき)	積を増やすということで、県全体として保安林の面積を増やしていくということになります。
河野委員	国有林の場合は、今、保安林率は90%ぐらいになっていまして、この地域森林計画の保安林としての考え方をお聞きしたかったのですが。
林政課長	県全体の私有林面積の23%まで保安林の指定を進めていくという考えでございます。
河野委員	津軽地域森林計画の前計画と今回の計画で移動があったのか、増えているのか、減っているのかお聞きしたかったのですが。それともう一点、比較表がないので分かりづらいんですが、例えば林道の開設量等がどう変わったのかとか、路線数が書いてあるだけで増えたのか減ったのか、ちょっと分かりづらいもので。
林政課長	本文の75ページを御覧になっていただきたいのですが、本文の75ページの中で、林道の開設、保安林の面積、これに対して前計画と今回の計画を対比してございます。この中で河野委員がおっしゃったような前計画との対比がしてございます。
河野委員	これは多分、前計画の10ヶ年の計画量と今までの5ヶ年の実行率だと思うんですね。私がお聞きしたのは、前計画の開設で新設延長が45.4kmであれば、今度の計画ではどれくらいになってるのかということをお聞きしたいのですが。
林政課長	今、対比したものを整理いたしますので、少々お待ちいただきたいと思っております。
河野委員	例えば、東青の変更であれば、こういうふうになりましたと表の対比がありますよね。津軽の分は生の数字が載ってしまっているんで、多分、委員の先生が見るときに前とどう変わったのかというのが見づらいと思うんですね。むしろ東青、下北、この辺の方が分かり易くなっているんじゃないかという気がしたので、ちょっとその辺を聞いてみたのですが。
林政課長	議長、ちょっとお願いがございます。今の数字の対比ですが、前計画と審議いただいている数字を対比いたします。若干時間がかかりますので、休憩時間のときに改めて整理し、数字を出させていただきます。お願いします。
議長	ほかに御質問、御意見が無いようでございますので、諮問事項については、これで審議を終了したいと思いますがいかがでしょうか。(了承) それでは、諮問いただいた各計画案に対する答申については、次の協議、報告事項が終了してから委員の皆様と協議したいと思いますので、よろしくおねがいたします。
	(休憩)
司会	それでは予定の時間となりましたので、審議会を再開させていただきます。それでは、上野会長よろしくおねがいたします。
議長	それでは、再開いたします。

発言者	発言内容
議長 (つづき)	次の案件である協議事項、青森県森林・林業基本計画見直しについて事務局から説明してください。
林政課長	基本計画の説明に入る前に、先程、河野委員から御質問のございました、林道なり、保安林なりの計画量ですね、これを前計画と対比した方が分かりやすいのではないだろうかという御質問でございました。それで資料2の14ページを御覧になっていただきたいんですが、林道の開設、その他林産物の搬出に関する事項というのが書いてございます。その中で、開設の新設、前期62.4kmと表示されてございます。これを河野委員の質問からいきますと、前計画は45.4kmでございまして、約17km増えてございます。ただ、その他の保安林等様々な数値がございまして、これらを一覧表にして、委員の皆様にご送付させていただきたいと思っておりますがそれでよろしいでしょうか。(了承)
企画GL	企画グループの樋口と申します。よろしく申し上げます。 青森県森林・林業基本計画の見直しについて御説明させていただきます。 〔青森県森林・林業基本計画の見直しについて説明〕
議長	ただ今、協議事項であります青森県森林・林業基本計画の見直しについての説明がありました。これに対して、御意見、御提言等をいただきたいと思っております。
田中委員	基本計画の見直しの中身については、これで結構だと思っておりますが、この中身を活かすためのお願いでもないんですが、見直し案の概要の4ページ目、5ページ目になるかと思っております。こちらの方で御説明のあった、それぞれ家づくり会というのが県内にごございます。私、その三八地域の会長をさせていただいております、いろいろな現場に関わっております。青森スギなど県産材を使った住宅建築を促進するというところで活動しているんですが、県の方からは厳しい財政事情の中、青森スギを使った住宅助成制度が一昨年、昨年と2年限定のところを、林政課の皆様のご御努力で今年と来年の2年間延長されております。私ども現場に関わって消費者の声を聞きしていると、4年続きましたけれども、ようやく滑りはじめたかなと感じており、一般の方々、消費者の方々が県産材というものに目を向け始めたのではないかと思います。この助成制度は、施主さんたちへの助成制度なものですから、それを建てる工務店には、あまりメリットがないというのが現状です。加えて、たやすく手に入る一般の外材等に比べ、県産材を使った住宅を建てるということは手間も時間もかかります。今の厳しい地方の経済状況の中、かなり厳しい経営環境の中でそれぞれ仕事をしているわけですが、消費者からの要望もあって県産材の住宅を建て始めているというんですか、こういう制度があるからぜひ地元の木を使ってくれということで建てているという声も多々聞きます。ですから財政も厳し

発言者	発言内容
田中委員 (つづき)	<p>く、いろいろな問題があるかと思いますが、今のような助成制度はもうしばらくの間、御検討いただきたいと思います。</p> <p>また、今年、県産材認証制度というものが出来上がりました。住宅の助成制度を受けるためには、この認証制度の書類をプラスして出さないと助成制度は適用になりません。それが、助成制度が無くなってしまうと、この認証制度というのが宙に浮いてしまう。家を建てる側も認証材を使ってもメリットが無いというのであればどうなのか。実際、いろいろな説明会の中で工務店さんからは、我々にメリットが無いというような声もお聞きします。そういう部分では、そこら辺の兼ね合いというのを上手く考えていただいて、消費者にアピールしていただき、県産材をより積極的に活用していただくという方策を、来年以降の施策の中で御検討いただければと思います。そうでないと折角できた認証制度というのが空中分解してしまう可能性が、我々の感じからするとあり得るといえることが考えられますので。</p>
田村委員	<p>参考になるかどうか分からないんですけども、神奈川の方では工務店認証の制度も始められているんですよ。県産材を使う工務店を認証して、登録料は定かではありませんが、県産材振興に貢献しているということで、なんらかの助成があるというような工務店認証。本当に認証のチェーンを最後のところまで繋げないと県産材振興にならないということで、そういう事例もありました。</p>
柳澤委員	<p>大変基本的な質問になってしまうんですが、出せる量を乾燥する設備というのは青森県内にあるのでしょうか。</p>
林政課長	<p>平成12年に住宅の品質確保の促進等に関する法律、これが出来て乾燥材でなければ売れないだろうと、その中で全国の乾燥材の比率が現在20%ですが、青森県はまだ16%という数字でございまして、今、柳澤委員から御指摘のあったとおり青森県にとってこの乾燥材の比率をいかに高めていくか、これが大きな課題となっております。そして、乾燥材を有している製材工場は、これは非常に数が限られてございます。この辺のところをいかに拡大していくか、これが林政の大きな課題と考えております。</p>
柳澤委員	<p>大工さんがいなくなってしまったので乾燥材しか扱えなくなっているというのが現実だと思うんですけども、木というのは水そのものという感じで、とにかくこれをある程度の製品として、山で製品にしないと、なかなかその川下の都市の方に出すのは無理なのかなと思うので、やっぱり、生産地の近くでそういうものを作るというのはすごく大事なかなと思っています。</p> <p>それともう一点なんですけれども、ちょっとこれも聞いたり調べたりした数字なので、だいたいこのぐらいということで聞いてほしいんですけども、今たぶん日本だと1立方、3万~4万でないと成り立たないという</p>

発言者	発言内容
柳澤委員 (つづき)	<p>ような話しを聞いてまして、これを欧米では出す量をきちんと計算しているから割と成り立っているという部分があると思うんですが、想定として、例えば1万円を出すということを想定した逆算というんですか、そういった事をやるということも必要なのかなと考えたりしてるんですけれども。</p>
林政課長	<p>木材の価格の決定の仕方でございますが、国産材自体そうなんですが、本来であれば工業製品であれば原価がいくらかかって、それに対して会社の利潤がいくらあって、それで販売価格が決定されるかと思いますが、国産材、県産材の場合にはそうではなくて、むしろ、外材によって価格が決定されてございます。その結果、今現在、スギであれば木材流通市場で取引されている価格が1立方あたり1万円をきっております。原価から積み上げていったものではなくて、外的要因によって価格が形成されてしまうものですから、間伐をやっても森林所有者のもとに利益が残らない、むしろ経費の方が高くなってしまいうような状況になっております。そして、日本全国の80%を外材が占めており、結局そちらの方の力が強くなってしまっております。ただ自給率が回復しております。その要因として、中国の木材需要が非常に高まっておりますので、その辺のところ国産材の比率が上がっていけば、ある程度の価格形成にもっていけるのかなと期待をしております。</p>
田村委員	<p>この基本計画なんですけれども、資料の8-4なんですけど、もう少し検討する点もあるのではないかとということで申し上げます。理念として、「いのち育むふるさとの森づくり」の振興というのは、これで結構だと思うんですけども、この理念に基づいて5ページに基本的な考え方というのが箇条書きにされているわけなんですけれども、大きく分けて理念が森づくりの部分と産業の部分があるわけですから、その理念に基づいて書く順序なり、もう少し体系づけた記述の整理の仕方をした方が、読む方としては分かり易いと思いました。それから、具体的に上から5つめに「森林整備を担う新たな雇用の創出や女性林業者の育成」という文章がありますね。この基本的考え方に沿って、後半の例えば38ページ等にその中身が書かれているわけなんですけれども、これと後半の中身の部分とこの基本的な考え方というページに書かれている部分に対応すると、例えば女性林業者の育成というのを特に重視しているのかなとか。それからグリーン・ツーリズムの推進などにより山村における産業の活性化を図ります、その対応する部分をみると特に基本的な考え方の中でグリーンツーリズムを重視しているのだろうかとか。ちょっと検討の余地があるのかなという点が数カ所見られるので、その辺をもう一度考えていただきたいということと、それから63ページにそれぞれの役割ということが書かれているわけなんですけれども、先程御説明の中にあつた、企業とかNPO、漁業者などに対してもそれなりの役割を求めていくという説明がありましたが、ここにはそう</p>

発言者	発言内容
田村委員 (つづき)	いう主体がないんですけれども、入れる必要はないのかという点をお聞きしたいと思います。
企画GL	<p>いろいろありがとうございます。まず記述の部分での女性林業者の前段の部分と後段の部分、ちょっと違うのではないかということについては、検討させていただきまして、必要な部分を組み込んでいくというふうにしたいと思います。</p> <p>それから、63ページの部分でございます。NPOとか企業という部分で、県民というようなとらえ方をしてしまった部分もございます。前段の部分に示したものの、書いたものと同じような形でこちらの方も整理させていただきたいと思います。</p>
河野委員	<p>1ページのところの上から2番の5つになりますでしょうか、森林・林業基本法までの世界までしか書いていないんですけれども、後でいえば、住生活基本計画の話を書いているので、たぶんこの後に今年9月の閣議決定された、新たな森林・林業基本計画の話を入れないと情勢の変化というのが合わないのではないかと思います。片一方では同じ9月の18日ですか、住生活基本計画が閣議決定されてますので、その辺を付け加えた方がいいのではと思います。それから、8ページのところで国際的機関であるFSCの話ですね、森林認証の機関というのはFSC、グリーンピースが中心になって作ったところがあるんですけれども、これ以外にもヨーロッパ、アメリカ、カナダにいろんなものがあるので、これはたぶんFSC等にしないとおかしいという話しです。</p> <p>それから26ページの素材生産量の増加に伴う原木市場の取扱の増加というのは、減るんじゃないかなと思います。昔のいい材ならこれから一般材というか並材が増える中で、ほんとうに増えるんでしょうか。たぶん、並材であれば製材工場なり、そこに直送される部分があり、たぶんこれから増えるというのが、国の計画なり、今のトレンドでいくとそういうふうになっているんですけれども、取扱の増加というのは今後も続くことが見込まれるというのは、今、県内では実際に増えてるんですか。</p>
林政課長	今現在、取扱量が増えているのは委員御指摘のとおり、いくなればB材、C材、並材、低質材ですね、そういったものの流通量が増えてございます。この辺の記述については、うちの方でもう少し実績と見込みを確認させていただきたいと思います。
河野委員	記述の世界ではないんですけれども、県の住生活の基本計画は、たぶん来年になるとパブコメをとると思うんですけれども、全国の住生活基本計画から都道府県の基本計画、それに準じて作るんですけれども、全国の中では例えば地域材の利用のところは地球温暖化防止対策と吸収源対策としての地域材の利用とか、その辺のところは全国計画では書きこんでいるんですよね、あと、住宅の世界でいえば地域材を使った住宅の伝統的な工法

発言者	発言内容
河野委員 (つづき)	<p>の開発だとか、研究だとかそういうが入っているので、これは、こちらに書く話ではないかと思うんですが、そういうのをウォッチングしておいた方がいいのではということです。</p> <p>それから31ページに、国の認可を得た新しい木造住宅工法についてというのは、これは国土交通大臣認定の話しをしているのか、それとも合理化工法の認定を団体がやっているのか、この意味がちょっとわからないんですけども、たぶんスギのコンポーネントの話しではないかという気がするんですけども、それをわざわざ取りあげてというのが、ちょっと奇異な感じがしたものですから。国の認可を受けたというのは、これからも出てくると思うし、通常の建築基準法の中でやる部分と、あえてそこを書くと、ある工法のみという格好だと県の計画としては、いかがかなという懸念です。個別認定の話しですが、たとえば団体認定というか建築士会ならそこが取ったとしたら、その会の人が全部使えるんですけども、それとは若干違うんじゃないかなと。</p> <p>それともう一つ、何々型住宅というのがあるんですけども青森県にはそういうのがあるのでしょうか。津軽の方と南部の方では違うと思うんですが、たとえば鹿兒島だとかでは南方型住宅だとか、県によっては何々の家というのがあって、そこで住宅に木を使うようにというのを、先程、田中さんがいろいろご努力されている部分があるんですけども、県の住宅としての推奨住宅というんですかね、地域の気候風土・文化なりに根ざしたもののものがあるのでしょうか。</p>
林政課長	<p>特別、県の方で例えば南方型に対比して北方型というのはございません。ただ地域によって青森県の場合は、県南地方にアカマツ、津軽地方にはヒバなりスギというのがございますので、そういう構造部材としての組み合わせ、そういう意味からいったら、津軽型、南部型というかもしれません九州なり、関西方面でいっているような住宅の推進をしているというのはございません。</p>
河野委員	<p>例えば、となりの秋田であれば秋田の住宅みたいなものをコンペでやって、それを県の方で推奨品という格好で当然県産材を使ってというのをやるんですけども、青森の場合は、東、西とで気候がかなり違うんで、地域別の雪対策とかで、その地域にあった気候風土に根ざした住宅というのを推奨してもいいんじゃないかなと思います。これは意見ですから。どちらかというと林務サイドというよりは住宅サイドの話しになるかとは思いますが。</p>
林政課長	<p>確かに委員のおっしゃるとおり、秋田県では秋田スギを使った住宅の設計コンペをやって、それを秋田型住宅という具合に推奨していると聞いております。ただ、青森県の場合には津軽地方は積雪地帯、県南地方は比較的雪が少ない、そういう中で気候風土にあった住宅というのをこれから検</p>

発 言 者	発 言 内 容
林政課長 (つづき)	討していく必要があるのかもしれませんが。その辺のところ、建築住宅課なりそちらの所管する方もこれから打合せを行っていきたいと思います。
河野委員	先程言いましたように、住生活基本法の世界から住生活基本計画の中にそこはちゃんと謳い込まれているはずなので。
議 長	御意見、御提言ありがとうございました。 それでは次に報告事項の2件、松くい虫被害防止対策について及び青い森農林振興公社の分収造林事業についての内容の説明をお願いします。
林政課長	それでは、私の方から林政で大きな話題、課題になっております2つを御説明いたします。 〔資料9、資料10により説明〕
議 長	ありがとうございます。ただ今、報告事項2件について、説明がありました。まだ、検討中の部分も多々あるわけでありまして。ただこれは報告事項ではありますが、もし何かあれば御発言を許します。
柳澤委員	森林所有者の方というのは森林経営者ではないというふうに私は思うんですが、公社の事業というのは誰が経営者なのかというのが、ちょっとはつきりしていないのかなと思います。その解決方法としては、いろいろ検討委員会の方でされてるようなんですが、例えば他産業から経営のできる人材を入れるとか、そういった提案はされてはいないんでしょうか。
林政課長	他産業から人材を入れるという視点でございますが、あり方検討委員会の中で、たとえば県行造林に移行したとした場合、指定管理者制度の導入とか、そういったことも検討すべきであろうという具合に提言されております。それから最初のご質問の中でだれが経営者なのか分からないということでございますが、青森県の森林の場合は5ヘクタール未満の森林所有者が大多数でございます。経営的に成り立たないという中で青い森農林振興公社が一括して、いくなれば大規模森林所有者として経営してございます。
柳澤委員	公社とか森林組合が経営者だというのは分かるんですが、実際の意味で本当に、外国の場合は、公社の役割というのは森林経営であったりコンサルだったりというのが、たぶんそういうことをやってるのかなと思うんですけども、そういう意味でコンサルするのは誰なのとか、そういう意味での質問でした。
田村委員	公社造林についてなんですけれども、設立経緯の中でまず県行造林に経営を統合すべきとの提言が15年にあって、それを受けて、あり方検討委員会が設置されたということですよ。ということは、はじめにすでに県行造林化するという、それを検討するのが、このあり方検討委員会なんです。公社造林に関しては、県行造林の他にも、いろいろ考え方があるかと思うんですけども。

発 言 者	発 言 内 容
林政課長	<p>公社等点検評価委員会の方から、現在の林業というのは非常にタイムスパンが長すぎると、そういう中で経営的な視点が読めないという中で、公益的機能を重視した県行造林に移行すべきであるという提言がなされました。そういった中で、県で、あり方検討委員会を作り、最初に確かに公社等点検評価委員会から県行造林への統合ということで提言されたんですが、あり方検討委員会の中では分収造林の廃止、補助金化、それから県行造林への統合、この3つの案で様々な視点から検討してございます。そして、最終的に結果的に公社等検討評価委員会の提言と同じように県行造林への統合という形で中間報告がされてございます。</p>
田村委員	<p>県民環境林という名称を付けて、木材生産を目的とせず、公益的機能というものを発揮する。そういう森にするというふうに県民環境林という言葉からすると、実態は分収林なわけで、ちょっとマッチしない部分も感じるんですけども、ほんとうに公益的機能というものに特化するのであれば、公有林化というの也被考えられるわけで、確かに公有林化は新しい財源も必要ですから、大変だとは思いますが、たとえばいろんな地財措置を利用するとか、県民から寄付、基金を設立するとか、そういうことも考えられるのかなど。県民環境林という看板を付けても実態は契約者である森林所有者は木材生産による収益を分収するという契約関係はずっと続くわけですので、その辺がちょっとしっくりこないなという気がします。</p> <p>それから話しが変わって松くい虫対策の事なんですけど、今日いただいた資料を見た感想なんですけれども、もちろん必要なハード事業というのをやられているということで、これはこれでよろしいかと思うんですけども、この他に松くい虫対策というのは、これからずっと監視し続けていかなければならないことですよ。これを見ると、非常に官主導の事業という感じがするんですけども、やはり官民の協働というものをもう少し重視した対策も必要かなと思うんですね。巡視員というお話もありましたけれども、その巡視員の個別の通報を待つということではなくて、巡視員の組織化を図るとか、ある程度そういうものも必要じゃないかと思うんですね。ちなみに手前みそなんですけれども、これは私と奈良岡先生も研究メンバーなんですけれども、青森県民政策研究ということで県から助成金をもらって屏風山地域におけるエコシステムマネジメントの確立に向けた研究というのを16年度にやらせていただいて、この中で屏風山森林パトロール隊の設置というのを提案したんですね。これは、私たちが聞き取りした中では、あの辺、財産区が多いんですけども、財産区の中では独自に巡視員を設けて巡視活動をしているところもあるし、やっていないところもあるし、それから地域全体の意識としては、かつてに比べると屏風山の防風林に対する意識というのは非常に低下しているというのが出ていたので、そういう調査を踏まえて、他の提言もいくつかしているんですけど、</p>

発 言 者	発 言 内 容
田村委員 (つづき)	これに関しては仮称で屏風山森林パトロール隊の設置というのを提言するので、そういう民の力をもう少し汲み取るような施策も必要ではないかと感じました。
議 長	<p>他にありませんか。大変活発な御意見、御指摘をいただきましてありがとうございます。県においては、各委員から出されました御意見・御提案等について十分検討して、基本計画に反映するなど今後の森林・林業施策展開の参考とされますようお願い申し上げる次第であります。それでは報告事項は以上で終わります。</p> <p>ここで諮問事項の答申について、委員と協議したいと思います。委員以外の方々は、この場から退席をお願いいたします。なお、林政課計画グループの担当者は、この場に残っていただくようお願いいたします。</p>
	(協議)
司 会	それでは答申書がまとまったようでございますので、審議会を再開させていただきます。
議 長	<p>答申書ができましたので知事に対し答申書をお渡しいたします。</p> <p>津軽地域森林計画（案）及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）についての答申。平成18年12月22日付けで諮問のあったことのこのことについて、当審議会の意見は次のとおりであります。</p> <p>原案のとおり決定されるのが適当である。以上であります。</p>
議 長	これで本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様には議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。以上で会議を終わらせていただきます。
司 会	<p>上野会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして長谷川出納長から御挨拶がございます。</p>
出 納 長	<p>閉会にあたりまして、一言御挨拶させていただきます。上野会長はじめ委員の皆様方には、長時間に渡りまして慎重な御審議をしていただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>ただいま答申書をいただきましたけれども、地域森林計画、これは法令に基づきまして、今後、具体的な作業に入る訳でございますけれども、委員から出されました御意見を十分、計画の中に反映させていきたいとこのように考えております。</p> <p>さらにまた、森林・林業基本計画ですね、この辺につきましても、やはり森林というのは、とにかく我々にとりましては、生活面、産業面、環境面、様々な面で極めて重要で必要不可欠なものでございます。従いましてこれを十分認識して、今後の林業行政に反映させていきたいというふうに考えております。</p> <p>今後ともよろしく御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
田中委員	<p>先程、私、申し上げましたように三八地域で地域材活用の会をやっております。青森市では新町通りで中心商店街活性化事業というのを商工会が中心にやってございます。今、御紹介するのがその八戸版でして、やはり八戸市でも中心商店街でかなりシャッターを閉めているところが多くなってきて、空き店舗を活用しなければならない状況です。八戸市は報道等でご存じのように再来年から観光拠点施設を建設するつもりで用地を取得しております。そちらの方を1年間、街中活性化事業ということで商工会議所から我々の方に依頼がきまして、県産材をアピールする絶好のチャンスだということで、八戸にありますBe-FMというコミュニティーFM放送局のサテライトブースで、実はこの事業が明日オープンでして、中心商店街の中でこの県産材、森林の機能を含めてアピールできる絶好の機会だと捉えております。我々も協力する代わりに、年明けの2月にえんぶりというのが八戸地域ではありますが、そのえんぶりの日に合わせまして、この地域材を活用したイベントを少し大々的に組もうかなと思っております。そういう意味では、この審議会にいろいろな立場の方がいらっしゃるんですけども、民間も巻き込んでいただいて事業を進めていただければ、木材、森林としては再生できるかできないかの大変な時期でありますけれども、かえってそれがステップアップのチャンスに繋がるんじゃないかなという事例報告と手前みその宣伝をさせていただきましたので、八戸においでの際は三日町中心街ですので、こういう施設を御覧いただければいいと思いますし、来年のイベントの時には大々的に県民局の林業振興課の方もかなりバックアップしていただいておりますので、大きなイベントを組みたいと思っておりますので、本庁の方も御協力よろしくおねがいいたします。</p>
司 会	<p>これもちまして第69回青森県森林審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました</p>

